

令和6年11月12日

松阪市議会議長
中島清晴 様

海住恒幸

研修参加報告書

研修会 議員力研究会

期日 令和6年11月2日(土) 13時30分～16時

会場 新明コミュニティセンター
(名古屋市中村区名駅3丁目17-14、最寄駅:近鉄名古屋駅)

参加者 講師と、愛知(3人)、岐阜(2人)、三重(2人)、奈良(1人)
の各県の市議会議員8人

研究会は、東海3県と奈良県の有志の市議会議員10人がメンバーの会員組織。常任の講師として、岐阜県多治見市の幹部職員時代、市長マニフェスト・サイクルに基づく総合計画の策定にかかわるなど、特徴ある市政を実務者として支えた青山崇氏(自治体学会会員、東海自治体学会役員)を迎えている。開催は議会の定例月ではない月に、年度に4～5回。名古屋市内を会場としている。コロナ禍のもとではリモート開催や、会場参加とリモート開催の併用もあった。

1. 事例発表

(1) 一般質問「武藤市政10年と施政方針」について

(辻文男・美濃市議会議員の事例)

決算カードをもとに財政力の指数から、「借金を減らしながらどんどん貯金が増えている状況」(財政状況の余裕度)と分析しつつの質問。ただ、質問としてはテーマの幅が広すぎて、市長に答弁で「すばらしい一般質問」と皮肉を言わせてしまっている。答弁で何を引き出したいのか、この一般質問を通してどうしていききたいのか等々の目標設定が不十分との意見が研究会メンバーから出た。

(2) 一般質問「ハートフルサポーターの研修機会の改善について」について

(原菜穂子・岐阜市議会議員の事例)

過去の議会での答弁を受けて、その時の答弁から見えた問題点についてポイントを絞った質問となっていた。この質問者は、過去に、個別に必要なとする支援するサポーター(会計年度任用職員)の研修に「オンライン研修を活用してはどうか」と提案していた。その結果、今年度、オンライン研修が実施されたのだが、同じ研修を勤務校でリモート受講した場合は勤務と認められるのに、教育研修所で開催される対面の研修を受けた場合(会場参加)

は勤務として認められないという状況があった。それは不公平であり、おかしいことではないかと一般質問で取り上げた。教育長からの答弁は「(教育研修所で実施される研修には行かず、勤務校で) オンライン研修の受講は研修会場への移動時間がなく、急ぎよ、子どもへの支援が必要になった場合、すみやかに校内での勤務が可能となるが、会場に参集しての参加は任意の研修に参加した場合の取り扱いは、任意の研修に学校外で参加するという考え方にに基づきこれまで通り勤務外としている」というものだった。

質問と答弁はすれ違いのまま終了したが、勤務と研修の在り方として不当な扱いを受けている実態があるのではないかと思う。労働と研修、福利厚生などの面からも外部や市外、県外の自治体、労働界などへの調査も実施して問題を追及していくべき事例であると考えている。

(3) 事例検討「議決すべき工事請負金額の変更、および、物品の購入について」

(愛知県内の自治体)

2019年や2020年に施工された工事の請負契約が、2週間おきや2か月おきに契約変更がなされ、工事が追加され、合わせれば議会の議決を必要とする状況となっていたにもかかわらず議案は出されないままとなっていた。そのことが今年になって議案として出されてくることとな

った。今年度、担当の課長に就任した職員が事態に気づき、措置をとったものである。議会は当該議案を議決した。この事例をどう捉えるべきかと、その自治体の議員から投げ掛けがあった。

わたしは、すでに決算を終えた過去の工事に関することが議案として成り立つのか疑問に思った。

2. 意見交換

通常であれば、テーマを決めて意見交換を行うところであるが、今回は、日進市で開催されるシンポジウムに参加することとし、移動のため、午後4時に終了することとし、意見交換はなかった。

3. 日進市でのシンポジウム

日進市議会（定数20）の女性議員ばかり8議員（異なる3会派に所属）が同市議会の政治倫理審議会にかけられる立場となったことを材料に、市民団体が「市民自治を考えるシンポジウム『市民自治って何？ 議会の多数決がすべてなの？』」を開催したので参加した。

発端は、すでに関連予算が議決された「道の駅」建設事業をめぐって住民投票を行う署名活動が始まり、8人の議員はその活動に関わった。その活動の最中、2つの会派の4人の議員が「議会の議決に反して署名に関わったこ

とは政治倫理違反である」などとして政治倫理審査を請求（今年4月）。5月に政治倫理審査会が設置された。定数20人の議会で8人の議員が政倫審にかけられるという異常な事態となっている。

シンポジウムでは、南山大学大学院の榊原秀訓教授による基調講演「日進市の住民投票条例と政治倫理審査会—民主主義と政治的表現の自由」と、弁護士田巻紘子さんらのトークを中心に、参加した市民が情報を共有した。

政倫審に諮られる案件は、それぞれの自治体議会の条例にもよるだろうが、今回の場合、市政の遂行を妨げ、議員としての品位を汚したというものである。そもそものところで、議決済み案件である市の事業を住民投票の署名活動に議員が関わってはいけないことなのか。なぜ、そのことで政治倫理を問われなければならないのか。これは、わたしとしても疑問に思うところである。

以上